

## 録音反訳方式選定基準

- 1 専門用語、特殊用語その他書き取るのが困難な言葉が頻出する事件  
(例) 株式取引、医療過誤をめぐる損害賠償請求事件、建築請負代金請求事件等
- 2 特殊不法行為事件など比較的詳細な事実の経過等が問題となる事件
- 3 争点が複雑多岐にわたり、審理に時間をする事件
- 4 事実認定上、供述自体の信用性の評価が大きな意味を持つ尋問
- 5 供述以外に客観的証拠が少ない事件  
(例) ワラント取引、変額保険等の勧誘の違法性が争われている事件等
- 6 審問時間が長いもの、数字が多数出てくる尋問

### [録音反訳方式が不相当な例]

- 1 公示送達の事件
- 2 本人訴訟等適切な尋問が期待できない事件
- 3 通訳を介する事件
- 4 争点が少なく、かつ、尋問時間が短い事件
- 5 発音や発声が不明確で、録音が困難な人の尋問
- 6 適切を欠く尋問への介入が頻繁に行われる等したため、立会メモの作成に長時間を要し、反訳書の校正の時間を合わせると、書記官が要領調書を作成する方が早い場合

【10.6.23東京地裁民事部「録音反訳方式実施要領」から抜粋】